

## 【委員会記録】

来代委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(11時07分)

これより、農林水産部関係の調査を行います。

この際、農林水産部関係の2月定例会提出予定議案につきまして、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることといたします。

### 【提出予定議案】(資料①②③)

- 議案第1号 平成24年度徳島県一般会計予算
- 議案第9号 平成24年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算
- 議案第10号 平成24年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算
- 議案第11号 平成24年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算
- 議案第12号 平成24年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算
- 議案第15号 平成24年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算
- 議案第47号 徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について
- 議案第48号 徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例の一部改正について
- 議案第60号 平成23年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金の追加について
- 議案第61号 徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業の特定事業契約の変更特定事業契約について
- 議案第71号 平成23年度徳島県一般会計補正予算(第5号)

### 【報告事項】

- 農林水産部の平成24年度新規事業の採択結果について
- 手入れ砂の使用の継続について

豊井農林水産部長

おはようございます。よろしく願いいたします。

2月定例会に提出を予定しております農林水産部関係の案件は、平成24年度当初予算案、条例案、受益市町負担金、変更特定事業契約及び平成23年度補正予算案でございます。

その概要につきまして、順次、御説明をさせていただきます。

まず、お手元に御配付の経済委員会説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成24年度農林水産部主要施策の概要についてでございます。

農林水産業を取り巻く環境は、近年の経済活動のグローバル化や圏域のボーダレス化の進展に伴いまして、国際情勢の変化が国内農業に直接的に影響を及ぼす事態となっております。

また、昨年3月に発生いたしました東日本大震災は、農林水産業に甚大な影響を及ぼし、食料生産力が

低下いたしますとともに、原子力発電所の事故によりまして食の安全性への不安が生じ、農林水産業の経営にもダメージが及んでおるところでございます。

こうした中、消費者の安全・安心な食料を安定供給する農林水産業への期待はますます大きくなっていることから、農林水産業への期待にこたえ、たくましい農林水産業を実現できるよう、県として取り組むべき施策の方向性を明らかにいたしました農林水産基本条例、その具現化のための農林水産基本計画に基づきまして、施策を積極的に展開することといたしております、平成 24 年度におきましても、もうかる農林水産業の実現に向け、次の施策を重点的に進めてまいりたいと考えておるところでございます。

まず、1の本県の特長を生かした豊かで充実した食料の提供でございますが、(1)の食料供給機能の強化による食料自給率の向上におきましては、生鮮食料供給地としての責務を果たしますとともに、地域における農業の競争力、体質強化を図る地域農業マスタープランの作成を推進することによりまして、食料供給機能の強化に努めてまいります。

(2)の安全で安心な食料の安定的な供給におきましては、生産履歴管理制度を活用いたしまして、食品安全はもとより、環境保全や労働安全を加味いたしましたGAPと呼ばれる手法を取り入れました、とくしま安<sup>2</sup>農産物認証制度を推進いたしますとともに、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病対策や産業動物獣医療の安定的確保などにより、安全で安心な食料の供給に努めてまいります。

また、(3)食育の推進におきましては、徳島ならではの食育を総合的かつ計画的に推進いたしますとともに、(4)の地産地消の推進におきましては、農林水産業者と消費者との交流拡大などによりまして地産地消を推進してまいります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

次に、2の本県の特長を生かした農林水産業の振興でございます。

まず、(1)のとくしまブランドの創出及び海外への進出では、消費ニーズを分析いたしました消費感度の高い産地育成を図りますとともに、「新鮮なっ！とくしま」号の展開やとくしまブランド協力店等の情報発信機能の強化によりまして、とくしまブランドの一層の強化を図ってまいります。

また、海外市場におきまして、新たな輸出先の開拓や輸出品目の拡大を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、(2)の活力ある農林水産業の振興におきましては、関西広域連合を生かした攻めのPRなど、本県農林水産業を飛躍的に発展させる取り組みを進めてまいります。

まず、①の水田農業の振興におきましては、戸別所得補償制度を活用いたしまして、飼料用米などの新規需要米の作付拡大や水田の有効活用及び経営安定を図ってまいります。

次に、②の園芸農業の振興におきましては、供給力が懸念される野菜の産地強化対策に取り組むなどブランド産地の育成、強化を図りますとともに、価格安定制度によりまして野菜の安定供給や生産農家の経営安定、さらには果樹産地の競争力向上や県産花卉の認知度向上を図ってまいります。

③の畜産業の振興におきましては、畜産業の振興と経営の安定化を図るとともに、阿波尾鶏など地域畜産3ブランドの生産基盤の強化と販売強化に努めてまいります。また、新たに開発された新ブランド豚の生産体制の整備を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

④の林業及び木材産業の振興におきましては、森林整備加速化・林業飛躍基金を用いた次世代林業プロ

ジェクトを展開いたしまして、先進林業機械と林内路網の組み合わせによる県産材の生産拡大やとくしま木材利用指針に基づきます県内消費の拡大、県外、海外への販路拡大を図ってまいります。

⑤の水産業の振興におきましては、生産施設及び流通施設等の整備を推進いたしますとともに、効率的かつ効果的な栽培漁業を推進してまいります。

(3)の優良な生産基盤の整備及び保全等についてでございます。

まず、①の優良な生産基盤の整備と保全におきましては、農地等の農業生産基盤の整備の促進や木材の搬出コストの低減等に不可欠な林道等の路網整備の推進、さらには漁港及び海岸の整備や漁場づくりを計画的に推進してまいります。

3ページをごらんください。

②の農林地及び漁場の適切な管理及び有効利用におきましては、農地の有効活用を図るため、担い手等への利用集積や耕作放棄地の発生防止及び解消を推進してまいります。

また、農林地の適切な管理を行うため、地籍調査を推進いたしますとともに、森林所有者等が行う集約化活動を支援してまいります。さらに、資源管理型漁業の定着化を推進いたしますとともに漁業取り締まりを実施いたしまして、漁場の秩序ある利用を推進してまいります。

次に、(4)の多様な担い手の育成等についてでございます。

まず、①の農山漁村ふるさと回帰プロジェクトの推進におきましては、離職された方々を積極的に農林水産業の担い手として育成するため、森林組合等でのOJT研修等によりまして、きめ細やかな受け入れ態勢の整備を図ってまいります。

②の農業の担い手の育成におきましては、国の青年就農給付金を活用いたしました新規就農者の確保等を行うとともに、多様な担い手の確保を図るため、農業系学生の本県での就農体験や他産業からの農業参入支援に取り組んでまいります。また、農業大学の魅力を向上させるため、教育内容の充実や学生指導の強化にも取り組んでまいります。

③及び④におきましては、林業及び水産業の担い手の育成といたしましても、新規就業者を確保いたしますとともに、他産業からの参入の促進等によりまして、多様な担い手を育成してまいります。

⑤の農林水産関係団体の組織強化と検査、指導の実施におきましては、各団体が主体的に取り組む組織再編及び事業・経営基盤の強化を促進するとともに、精度の高い検査を実施いたしまして、各団体に対応した的確な指導に努めてまいります。

⑥の農山漁村の人権啓発の推進におきましては、農山漁村地域における人権啓発、人権教育を推進してまいります。

4ページをお開きください。

次に、(5)の地球環境の保全への貢献等についてでございます。

①の地球環境の保全への貢献におきましては、地球環境の保全に貢献する農林水産業を推進いたしますとともに、計画的な間伐や植林等を着実に展開するほか、環境面で重要な森林につきましては、公有林化等による保全を推進してまいります。

②の環境に配慮した農林水産業の推進におきましては、有機農業を初めとする環境保全型農業を推進いたしますとともに、自然エネルギーを活用した農業技術の実証等を行ってまいります。また、農村地域に豊

富に存在する再生可能エネルギーの利活用を促進いたしますとともに、豊かな森林へ誘導する間伐や複層林等の育成、木質バイオマスの利用等への支援、さらには掃海作業を支援いたしますとともに藻場の造成を推進してまいります。

次に、(6)の新たな技術の開発及び普及についてでございます。

研究、普及、教育の3つの分野を統合したメリットを生かし、ワンストップサービスを提供いたしますとともに、本県農林水産業を牽引する知の拠点といたしまして、農林水産総合技術支援センターの再編と機能強化を図るため、PFI手法により新拠点の整備を着実に進めてまいります。また、もうかる農林水産業を実現するため、遺伝子情報やLEDなど先端技術の活用による次世代技術の開発を促進いたしますとともに、速やかな生産現場への普及を図ってまいります。

(7)の農商工連携の促進におきましては、生産者団体と流通関係者、食品製造業者等との連携によります6次産業化や農商工連携に向けた取り組みを支援するとともに、県と徳島大学との連携協定に基づきまして、農業にも工業にも通じた新たな視点、発想力を持つ人材の育成を図るほか、次世代農業として注目される植物工場に関する検討を行ってまいります。

次に、3の本県の特長を生かした農山漁村の活性化についてでございます。

まず、(1)の魅力ある農山漁村づくりにおきましては、農業用排水施設等の生産基盤と集落排水施設等の生活環境基盤を一体的に整備し、快適な生活環境づくりを推進してまいります。

5ページをごらんください。

次の(2)中山間地域等への支援では、耕作放棄の防止や多面的機能の確保を図るため、中山間地域等直接支払事業の着実な実施を推進し、(3)の農山漁村と都市との交流促進におきましては、農山漁村の持つ魅力ある地域資源情報の発信や四国4県連携によるPRなどにより、都市と農山漁村との交流を促進してまいります。

(4)の鳥獣による被害の防止におきましては、ハード・ソフトの両面から地域の取り組みを支援いたしますとともに、地域の見本となるモデル集落の取り組みを推進するほか、捕獲したシカなどを食肉として活用するジビエ料理の普及とPRを推進し、地域の活性化を図ってまいります。

(5)の自然災害に強い農山漁村づくりにおきましては、災害予防の観点から関連事業を実施いたしますとともに、三連動地震等の大規模災害により被災が想定される施設の早期復旧に備えるため、円滑な事業再開のためのマニュアルの策定や早期復旧システムの構築等、体制整備を推進してまいります。

さらに、保安林の整備拡充等によりまして、森林の適正な管理、保全を推進してまいります。

最後に、4の県民等の参画及び協働による潤いと安らぎのある農山漁村の保全についてでございます。

(1)の県民等の農林水産業への参画におきましては、農山漁村(ふるさと)協働パートナー協定を締結しました大学、企業等による協働活動により、農山漁村の保全、活性化が図られるよう支援いたしますとともに、県立高丸山千年の森等を拠点に各種体験活動や普及啓発事業を実施してまいります。

(2)の協働による農山漁村の保全活動の推進におきましては、企業や大学などの団体、県民とのネットワークづくりを進めるとともに、カーボン・オフセットの仕組みを導入いたしました多様な主体と協働した森づくりを推進してまいります。また、耕作放棄地等を有効活用するため、企業など多様な参画によりまして、再生、営農、販売等を支援する取り組みや、農地・農業用施設等の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐる

みでの保全活動や施設の長寿命化活動を支援してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、提出予定案件について、御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

平成24年度当初予算案でございます。

歳入歳出予算の総括表でございますが、一般会計の当初予算額につきましては、最下段の計欄に記載のとおり、総額317億7,150万円でございます。前年度当初予算と比較いたしますと104億1,853万2,000円の増、率にいたしますと148.8%となっております。

また、23年度当初予算が骨格予算として編成されましたため、平成23年6月補正後予算との比較につきましては、お手元にお配りしております資料1の(ア)一般会計の最下段の計欄に記載のとおり、23億4,477万6,000円の増、率で108.0%となっております。

説明資料の7ページにお戻りいただきたいと思っております。

特別会計につきましては、最下段の合計欄に記載のとおり、総額3億9,830万3,000円でございます。2億6,720万3,000円の減、対前年度当初予算比59.8%となっております。

なお、平成23年6月補正後予算との比較につきましては、先ほど御説明いたしました資料1の(イ)特別会計の最下段の合計欄に記載のとおり、2億9,438万1,000円の減、率で57.5%となっております。

8ページをお開きください。

課別主要事項でございます。

平成23年6月補正予算額の計上があった場合につきましては、前年度当初予算額、比較増減及び比較率のそれぞれの欄の下段に、括弧書きで6月補正後の予算額等を記載しております。事業の内訳につきましては、摘要欄に記載しておりますが、主なものについて御説明を申し上げます。

農林水産技術支援統括本部関係から御説明申し上げます。

1段目、農業総務費におきましては、36億1,571万7,000円をお願いしております。摘要欄②のア、農林水産総合技術支援センター整備運営事業につきましては、本年度着工しております農林水産総合技術支援センターの整備に要するための経費を、摘要欄②のイ、マル新、生産現場と直結！技術開発スピードアップ事業につきましては、開発技術をより早期に生産現場へ普及させ、産地の形成につなげていくための実証実験等を行うための経費を、摘要欄③のア、マル新、新規就農総合支援事業につきましては、45歳未満の新規就農者等に対しまして、給付金を支給することにより、就農意欲の高まりや農業への定着化を図りまして、農業を支える担い手を確保していくための経費を、また、摘要欄④のウ、マル新、輝け！「農大」新展開チャレンジ事業につきましては、農科大学校の魅力をさらに向上させるため、教育内容の充実や学生指導の強化などの取り組みを実施するための経費をお願いしております。

以降、9ページまで農業研究所を初めとする各研究所において実施するオンリーワン品目の育成等に必要経費などを含めまして、農林水産技術支援統括本部合計で9ページの最下段に記載のとおり、46億1,314万3,000円をお願いしております。

10ページをお願いいたします。

農林水産政策課関係でございます。

上から1段目の農業総務費におきましては、7億 9,279 万 2,000 円をお願いしておりまして、摘要欄④のとくしま明日の農林水産業づくり事業費につきましては、とくしまブランドの供給力向上に向けた産地強化、農地集積などの規模拡大や農林水産業の6次産業化などに必要な機械、施設の整備に対して支援する経費として、2億 2,000 万円をお願いしておりますところでございます。

農林水産政策課合計で、最下段に記載のとおり、8億 7,451 万 6,000 円をお願いしておりますところでございます。

11 ページをごらんください。

次に、特別会計についてでございますが、1段目の農業改良資金貸付金特別会計に 6,686 万 3,000 円を、2段目の林業改善資金貸付金特別会計に1億 334 万 8,000 円を、3段目の沿岸漁業改善資金貸付金特別会計に 8,133 万円をそれぞれお願いしておりまして、農林水産政策課合計で2億 5,154 万 1,000 円をお願いしておりますところでございます。

12 ページをお開きいただきたいと思っております。

検査指導課関係でございますが、2段目の農業協同組合指導費におきましては、農協の組織再編や事業・経営基盤の強化及び農林水産団体の検査のための経費として、3億 688 万 8,000 円をお願いしておりまして、検査指導課合計で最下段に記載のとおり、4億 1,358 万円をお願いしておりますところでございます。

13 ページをごらんください。

とくしまブランド戦略課関係でございますが、1段目の農作物対策費におきましては、9,549 万 5,000 円をお願いしておりまして、摘要欄②のア、マル新、自然エネルギーで環境に優しい農業推進事業につきましては、環境に配慮した農業の普及を図るため、自然エネルギー等を活用した農業技術の実証等を行うとともに、農業生産におけるCO2排出削減効果の見える化を進めるために必要な経費をお願いしておりますところでございます。

14 ページをお願いしたいと思います。

1段目の園芸蚕業振興費におきましては、2億 2,993 万 1,000 円をお願いしておりまして、摘要欄②のア、マル新、とくしまブランド輸出強化対策モデル事業につきましては、農林水産物の輸出拡大を図るため、対象地域や品目を明確にし、新たな輸出先の開拓や品目の拡大に向けた取り組みをモデル的に展開するために必要な経費を、イ、マル新、「がんばろう日本」野菜パワーアップ応援事業につきましては、日本の台所として全国的な野菜供給の下支えを行うことができますよう、産地強化対策に迅速に取り組み、野菜産地のパワーアップを図るために必要な経費を、また、摘要欄⑥のア、マル新、とくしま安<sup>2</sup>GAP推進事業におきましては、消費者に安全・安心で環境に優しい農産物を提供するため、GAPを取り入れた新制度の普及に必要な経費をお願いしておりますところでございます。

以上、とくしまブランド戦略課合計で最下段に記載のとおり、5億 6,263 万 4,000 円をお願いしておりますところでございます。

15 ページをごらんください。

畜産課関係でございますが、3段目の畜産振興費におきましては、1億 2,696 万 5,000 円をお願いしておりまして、摘要欄①のイ、マル新、「いけるよ！とくしまの畜産」経営革新モデル支援事業につきましては、収益性の高い畜産経営を確立するために必要な経費を、摘要欄②のウ、マル新、これで安心！「阿波畜産3ブラ

ンド」基盤強化事業につきましては、阿波牛、阿波ポーク、阿波尾鶏について、家畜伝染病の発生など、非常時での生産基盤を強化するために必要な経費を、また、エ、マル新、第10回全国和牛能力共進会助成事業におきましては、和牛の改良技術や阿波牛の知名度の向上など、肉用牛肥育経営の安定化を図るために必要な経費をお願いしております。

16ページをお開きいただきたいと思います。

畜産課合計で最下段に記載のとおり、5億5,585万2,000円をお願いしております。

17ページをごらんください。

水産課関係でございますが、2段目の水産業振興費におきましては、2億5,903万8,000円をお願いしております。摘要欄①のア、マル新、漁村防災・減災力向上支援事業におきましては、三連動地震により大きな被害が想定される漁村地域におきまして、漁村防災・減災力向上計画の策定や施設整備を支援する経費などをお願いしております。

18ページをお開きください。

4段目の漁港建設費におきましては、漁港施設の津波対策や漁港海岸の護岸整備などに要する経費として、7億6,220万円をお願いしております。

以上、水産課合計で最下段に記載のとおり、17億4,556万8,000円をお願いしております。

19ページをごらんください。

農村振興課関係でございますが、1段目の農業総務費におきましては、2億3,848万3,000円をお願いしておりますが、摘要欄②の農作物鳥獣被害防止対策費といたしまして、1億9,140万円をお願いしており、特に新規事業といたしまして、ア、マル新、獣害に立ち向かう農山村づくりモデル推進事業につきましては、指導体制の強化や人材の育成、周辺地域の見本となるモデル集落の育成に取り組むための経費を、ウ、マル新、里山の恵みを食卓へ「阿波地美栄」推進事業におきましては、捕獲したシカなどを食肉として利活用するジビエ料理をPRする取り組みを推進するための経費をお願いしております。

2段目の山村振興対策事業費におきましては、3億5,400万円をお願いしております。ウ、マル新、中山間地域等直接支払制度総合支援事業におきましては、中山間地域等直接支払制度への取り組みを推進するため、集落に対する担い手の派遣や集落リーダーの負担軽減を図るための経費をお願いしております。

20ページをお開きいただきたいと思います。

1段目の土地改良費におきましては、5億2,170万3,000円をお願いしており、摘要欄①の県単独土地改良事業費のア、事業費補助金につきましては、小規模な水路補修など、地域におけるさまざまな課題に対しまして、迅速かつきめ細やかに対応するための経費として、5,664万9,000円をお願いしております。また、イ、マル新、津波・塩害対策農業版BCP策定事業につきましては、津波に備えました農業のBCP策定の促進のための経費を、摘要欄②の中山間地域農村活性化総合整備事業費におきましては、中山間地域の生産基盤や生活環境の整備などに要する経費をお願いしております。

以上、農村振興課合計で最下段に記載のとおり、13億1,998万円をお願いしております。

21ページをお願いいたします。

農業基盤整備課関係でございますが、1段目の農地総務費におきましては、35億1,232万円をお願いしております。摘要欄⑤の国直轄事業負担金につきましては、国営総合農地防災事業等に要する経費など

をお願いしております。2段目の土地改良費におきましては、農業生産基盤整備等に要する経費といたしまして、15億2,628万3,000円をお願いしております。

22ページをお願いいたします。

1段目の農地防災事業費でございますが、農地の保全や災害を未然に防止するための経費といたしまして、16億1,847万4,000円をお願いいたしますなど、農業基盤整備課合計で、73億1,764万7,000円をお願いしております。

23ページをごらんください。

農地計画課関係でございますが、3段目の農地調整費におきましては、6億7,917万6,000円をお願いしており、摘要欄③のア、マル新、戸別所得補償経営安定推進事業におきましては、地域での人と農地のあり方や農地集積を支援するための経費を、また、摘要欄⑤の地籍調査費におきましては、昨年度と同額の6億4,400万円によりまして、土地の境界の明確化による公共事業の推進や林業振興に加えまして、新たな雇用創出を図るための経費などをお願いしております。

以上、農地計画課合計で最下段に記載のとおり、8億7,657万1,000円をお願いしております。

24ページをお開きください。

林業振興課関係でございますが、林業総務費におきましては、摘要欄⑦の森林整備加速化・林業飛躍事業費など、31億4,397万8,000円をお願いしております。

25ページをごらんください。

1段目の林業振興指導費におきましては、27億9,251万8,000円をお願いしております、摘要欄③のア、徳島すぎの家ウッド通貨モデル事業や、イ、マル新、県産材ブランドアップ事業によりまして、個人住宅や店舗等を対象に県産材の消費拡大を図るための経費をお願いしております。

26ページをお開きください。

1段目の造林費におきましては、14億3,935万1,000円をお願いしております、摘要欄①のウ、マル新、とくしま森林づくり推進事業につきましては、本県の豊かな森林を未来へと引き継いでいくため、県民、企業、行政など122団体で構成するとくしま森林づくり県民会議が中心となって、森林づくり活動の普及啓発やリーダー養成等を推進する経費をお願いしております。

以上、林業振興課合計で最下段に記載のとおり、74億5,578万9,000円をお願いしております。

次に、27ページをごらんください。

特別会計でございますが、1段目の県有林県行造林事業特別会計に1億4,668万3,000円を、港湾等整備事業特別会計に7万9,000円をそれぞれお願いしております、林業振興課合計におきましては、最下段に記載のとおり、1億4,676万2,000円をお願いしております。

28ページをお開きください。

森林整備課関係でございますが、3段目の林道費におきましては、森林の適切な整備と効率的な林業経営の基盤となります路網整備に要する経費として、20億2,765万9,000円をお願いしております。

4段目の治山費におきましては、荒廃山地の復旧や山地災害を未然に防止するための経費といたしまして、27億8,651万4,000円をお願いしております。



以上、森林整備課合計といたしましては、29 ページの最下段に記載のとおり、60 億 3,622 万円をお願いしておるところでございます。

30 ページをお開きください。

(2)債務負担行為についてでございます。

農村振興課及び農業基盤整備課所管の8事業につきましては、工事請負契約に関するものでございます。

31 ページ3段目からの農地計画課及び林業振興課関係につきましては、財団法人徳島県農業開発公社及び社団法人徳島県林業公社に係る損失補償契約に関するものでございます。

32 ページをお開きください。

その他の議案等につきまして、御説明させていただきます。

(1)条例案として、2件ございまして、まず、アの徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例についてでございますが、薬事法の規定に基づきます動物用医薬品の配置販売業者等の身分証明書の交付等に係る手数料を設定するものでございまして、平成 24 年4月1日からの施行をお願いしております。

33 ページをごらんください。

次に、イの徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例の一部を改正する条例についてでございますが、森林整備加速化・林業飛躍事業を引き続き計画的に実施するため、基金の設置期間を平成 27 年3月 31 日まで延長するものでございまして、公布の日からの施行をお願いしております。

次に、(2)受益市町負担金といたしまして、アの平成 23 年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金の追加でございますが、さきの9月定例会において議決をいただいております分に加えまして、対象施設の追加に伴い、新たに必要となった事業について、牟岐町に負担をお願いするものでございます。

34 ページをお開きいただきたいと思っております。

(3)変更特定事業契約につきましては、平成 22 年 12 月 14 日に議決いただきました徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業の特定事業契約でございますが、石井町の現農業研究所本場の敷地を事業場所といたしまして、平成 45 年3月 31 日までのおよそ 22 年間に期間とした契約を締結しているところでございますが、今回、埋蔵文化財発掘調査費用等の変更に伴いまして施設整備に関する対価及び維持管理、運営に関する対価につきまして、契約金額の変更をお願いするものでございます。変更後の契約金額につきましては、表の契約金額の欄にそれぞれ記載のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、平成 23 年度補正予算案、先議分について御説明させていただきます。

お手元に御配付の経済委員会説明資料(その2)の1ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算の総括表でございます。

このたびの補正は、国の平成 23 年度第4次補正予算等に迅速に呼応し、農業の体質強化、県産材の生産量、消費量の拡大等を図るため、追加補正を行うものでございます。補正予算の総額は、最下段の計欄に記載のとおり、28 億 2,335 万円の増額をお願いするものでございまして、補正予算後の総額は、385 億 9,389 万 6,000 円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

特別会計につきましては、補正はございません。

3ページをごらんください。

課別主要事項でございます。

農村振興課関係でございますが、4段目の土地改良費におきましては、6,300万円の増額をお願いしております。

4ページをお開きください。

農業基盤整備課関係におきましては、2段目の土地改良費では6億400万円を、3段目の農地防災事業費では4億6,960万円をお願いしております、合計で補正額欄の最下段に記載のとおり、10億7,360万円の増額をお願いしております。

これらにつきましては、3ページの農村振興課の6,300万円と合わせまして、きめ細やかな基盤整備による農業の体質強化を図るため、国の補正予算で創設されました農業体質強化基盤整備促進事業を活用し、農地や農業水利施設の整備を実施するものでございます。

5ページをごらんください。

農地計画課関係でございますが、上から3段目の農地調整費におきましては、摘要欄①のア、戸別所得補償経営安定推進事業の経費として300万円をお願いしております。

6ページをお開きください。

林業振興課関係でございますが、1段目の林業総務費におきましては、摘要欄①の森林整備加速化・林業飛躍事業費につきましては、森林整備加速化・林業飛躍基金の積み立てを行うための経費として、14億3,680万8,000円を、2段目の林業振興指導費におきましては、摘要欄①のア、先駆的木造公共施設整備事業費につきまして、木造公共施設の整備を支援する経費として、2億4,694万2,000円をお願いしております、林業振興課合計で補正額欄の最下段に記載のとおり、16億8,375万円をお願いしております。

7ページをごらんください。

(2)繰越明許費につきましては、このたびの補正予算をお願いしております農村振興課ほか3課につきまして、繰り越しをお願いするものでございます。

8ページをお開きください。

(3)債務負担行為の追加でございます。

森林整備課所管の治山事業及び林野地すべり防止事業の工事請負契約につきまして、年度内に発注を行うことによる効率的な施行を促進するため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

この際、2点、御報告させていただきます。

第1点目は、農林水産部の平成24年度新規事業の採択結果についてでございます。

お手元に御配付しております資料2をごらんください。

県行政全般にわたります政策的な新規事業につきまして、企画段階において、有効性や必要性などの観点から協議を行いまして、1ページ下の指標の定義にございますように、A、B、Cの3段階で事業採択が行われております。農林水産部における採択結果につきましては、1ページ中ほどにありますように58の対象

事業について、A評価が5事業、B評価が51事業、C評価が2事業となっております。これらの採択結果を踏まえまして、平成24年度当初予算編成において、さらに事業内容や仕組みの改善等を行い、新規事業として37事業を平成24年度当初予算案に盛り込んでおります。

2ページをごらんください。

全庁的な新規事業採択の状況を取りまとめたものでございます。

3ページには、農林水産部の新規事業について、A評価の事業及びB評価の事業のうち、主な事業を整理しております。今後とも、限られた財政状況の中、実効性の高い予算編成に努めてまいります。

第2点目は、手入れ砂の使用の継続についてでございます。

これは、資料はございません。

吉野川の川砂を手入れ砂として、平成19年度から23年度までの5年間、なんと金時、大根について、試験運用を行ってまいったところでございます。この試験運用の期間に、270戸、約1万4,000立米の川砂が供給されまして、これらの川砂を導入して、なんと金時を栽培した多くの農家から収量、品質面とも高い評価をいただいたところでございますが、今年度でこの試験運用が終わりますことから、生産者やJAの皆様から来年度以降の継続使用と新たに渭東ネギ、鳴門らっきょへの品目拡大について要望をお受けするとともに、県議会でも御論議をいただいたところでございます。

これを受けまして、県といたしましては、知事を先頭に国土交通省に対しまして、来年度以降の吉野川の川砂の利用について要請を行った結果、なんと金時、大根への継続使用、渭東ネギ、鳴門らっきょへの利用拡大、2万立米から3万立米への上限使用量の増加が、今後5年間、認められる見通しとなったところでございます。

今後とも、この吉野川の恵みでございます川砂を活用して、さらなるとくしまブランドの振興と砂地畑農業の発展に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

来代委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

川端委員

先ほどの手入れ砂の件ですが、ほんとに御努力をいただいて、また再度、手に入れることができましたので、心より御礼申し上げます。

そこで、先日、鳴門市で行われました砂地畑フォーラムに私も参加いたしまして、砂地畑農家の方々の御意見を聞いてまいりましたが、この手入れ砂は大変評価が高い反面、価格が非常に高く、どうにかならないのかという御意見がございました。このことについて、今後、価格を下げていくような努力をされるのかどう

か。それとも、もう既にそういうふうな計画があるのかどうか、この点だけお聞きさせていただきたいと思えます。

石田安全安心農業推進室長

手入れ砂の価格の値下げができないのかという御質問でございますが、今現在、手入れ砂の価格につきましては、関係のJAなどで構成いたします徳島県手入れ砂対策協議会と徳島砂・砂利採取協同組合の2者間で決められておるということでございます。

農業振興の面から申し上げますと、少しでも安い価格で農家の皆様に提供できるというのが望ましいわけでございますけれども、砂の価格をコンクリート用骨材の市場価格程度とするというようなことが定められておりますことから、その価格よりも安い価格での流通というのは難しい部分があるというふうに聞いております。

川端委員

難しい問題であるということとはよくわかっておりますが、今の吉野川の課題の1つに、上流から流れてくる砂が堆積をして、そして河床を上げて、川の機能を落としているというような大きな問題もあるわけです。ですから、治水の意味からも、その取った砂によって河床が下がり、川の機能が上がるということがありますから、どうかこの手入れ砂をしっかりと使っていただけるように、価格の面も今後検討していただきたいと要望をして終わります。

来代委員長

午食のために休憩いたします。(11時50分)

来代委員長

委員会を再開します。(13時13分)

達田委員

説明資料8ページの農業総務費の中に農林水産総合技術支援センター整備運営事業ということで、16億7,800万円が出ておりますけれども、この中身はどういうものに使うのかということをお尋ねしたいと思えます。

斉藤企画研究課長

農林水産総合技術支援センター整備運営事業の16億7,820万円の内訳についての御質問でございます。

これにつきましては、一番大きなものが16億4,800万円が公有財産の購入費、その他委託料としまして、維持管理に関するサービス単価が1,100万円、また、跡地の有効利用ということを考えて、今現在、農

業大学校の敷地売却に伴う調査費等、約 1,300 万円を考えております。

以上でございます。

達田委員

財産の購入費というと土地ですか。具体的にどのようなものですか。

斉藤企画研究課長

公有財産購入費といいますのは、PFI事業で事業者が施設を建てるわけですが、それを県が購入するというところでございます。

達田委員

それでお尋ねしたいんですけども、今回、説明資料の 34 ページに埋蔵文化財の発掘調査費用等の変更に伴う契約金額の変更ということで出てるんですが、施設整備に関する対価、それから維持管理・運営に関する対価、これを合わせますと大体 36 億余りになるわけですよ。私は、21 年、22 年当時というのは議会におりませんでしたので、そのときにいろいろと議論もされたかと思っておりますので、二重になってしまうかと思うんですが教えていただきたいんですけども、この PFI 事業で 22 年ですか、40 億円の債務負担行為が組まれていると思うんです。この 40 億円の中身なんですけれども、これからあと約 20 年間管理をする契約をしているわけなんです、この期間が終わって、その後は県が直接管理することになるかと思うんです。20 年くらいたったら大体建物というのは、外壁とか見た目にも非常に傷むところが出てきますので、大規模改修というのが必要になるかと思うんですが、そういうものもきちんとやって、そして県に戻ってくると。返ってくるというのは言い方がおかしいんですが、40 億円の中にそういうものも含まれているのかどうか。大きな改修が必要な場合に、そういうものも含まれているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

斉藤企画研究課長

40 億円の中に大規模改修の経費は考えてございません。

20 年に設定した 1 つの理由でございますけれども、建物が 20 年くらい経過しますと大規模改修が必要になってきますが、大規模改修の経費が非常に見込みにくいので、大規模改修を含まないということで、約 20 年ということで計算しておりますので、40 億の中には、大規模改修経費は含んでおりません。

以上でございます。

達田委員

そうしますと、途中で何らかの事情があって改修をせないかんとか、たくさんのお金がかかるときは別に県が出さないかということになるわけですよ。今は 36 億ですけども、40 億円の範囲でということになるかと思うんです。一たん組んでしまいますと 40 億円を超えるということではなくて、この範囲内で管理運営を全部お任せするという事なんですか。何かあってもこの範囲を超えない、何かあったら県が別に出すということになるわけですか。

齊藤企画研究課長

40億円の中ですべてをするかどうかという御質問かと思ます。

農林水産総合技術支援センターの整備運営事業につきましては、設計、埋蔵文化財の調査、建築、そして維持管理ということで考えております。この事業すべてにつきましては、40億円の範囲内ということで考えてございます。

達田委員

そうしましたら、今PFIでは本館ですね、大きな建物。これを建設して、そして維持管理してもらうというのはあれですけども、この間、起工式に行かせていただいて、非常に広いところで、また施設もほかに実習のハウスとか、いろんな建物も付随してありますよね。圃場の整備も新たに必要などころがあるかと思うんですけども、そういうふうな本館以外の費用というのはどのくらいかかるんでしょうか。

齊藤企画研究課長

現在このPFI事業の中で実施しておりますのが、本館の整備のほかに施設整備事業としまして、温室16棟、そのほかに圃場の改良が3.2ヘクタールございます。こちらも含めて、40億円でございます。

そのほか、日常的なものにつきましては、従来どおりの形でやっていきたいと考えてございます。

達田委員

ハウスとか、圃場の整備も含めてということなんですが、そういうところは維持管理も入ってるんでしょうか。

齊藤企画研究課長

維持管理につきましては、本館の維持管理のみでございます。

達田委員

今、お聞きしたのは、維持管理とか、そういうことで現在各地に分かれていますよね、施設が。そういうところで正規の職員さん以外に働いておられる方もいらっしゃるんじゃないでしょうか。例えば、清掃作業とか、ああいう施設ですから草抜きであるとか、そういうふうな細々とした仕事が必要ではないかと思うんですけども、そういう仕事はどういうふうになされるんでしょうか。

齊藤企画研究課長

集約化に伴いまして面積も若干減ってまいりますけれども、今、草抜きとかいう事例がありましたけれども、こうした維持管理につきましては、従来どおりといいますか、必要などころについては、もちろん県の職員がやってまいりますし、できないところについては、外部のほうにお願いすることもあると思ます。

以上でございます。

達田委員

今、各地に分かれている研究所とか、そういうところで実際に地元の方に来ていただいて、仕事をさせていただいているというのはございますか。どれくらいの方が働いておられるのでしょうか。もし、いらっしゃるんでしたら、新たに場所が変わってしまいますと、そういう仕事もなくなってしまうということになるんじゃないでしょうか。

斉藤企画研究課長

例えば、徳島市内ですと森林林業研究所、また、勝浦のほうですと果樹研究所という試験研究の施設があります。この中で、例えばトイレの清掃とかにつきましては、外部のほうに委託をしております。こういうものについて、研究機関が統合となりますと、確かにその業務というのがなくなるというふうに理解しております。以上でございます。

達田委員

そういうお仕事についておられる方で、統合したために仕事に行けなくなるという方は、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

斉藤企画研究課長

何人かということにつきまして、手元に資料がございません。申しわけございません。

達田委員

正規の職員さん以外に、そういういろんな仕事が必要な場所だということはわかるんです。各地の施設が老朽化したり、耐震性もないということで、統合して、新たにしなくてはいけないとか、また、いろんな新しい技術を導入した研究施設、そういうものが必要だということとはよくわかるんですけれども、そのためにせっかくお仕事をされていた方が、仕事を失うというのは残念なことだと思うんですよ。

今回、新たにできる施設でそういうふうな仕事、草刈りであるとか、圃場の整備のための細かな仕事とか、本館につきましては、先ほどお伺いしたようにPFIの維持管理というのが入っているということなんですけれども、外側のいろいろなお仕事というのは、する方が必要なんですか。それとも、職員さんが全部されるんですか。

斉藤企画研究課長

現在予定しております本館周辺について、どれくらいの方が要るかということでございますけれども、現在、本館につきましては、PFI事業のほうでお願いするということで、本館以外のものにつきましては、県の職員が行うというふうに考えております。

達田委員

相当広いと思いますので、職員さんは大変な御苦労があるかと思うんですけれども、ああいう広いところを職員さんだけでできるんですか。人数もそんなにたくさんいらっやらないと思うんですけれども、それだけの人手が要らないような構造になっているんですか。

斉藤企画研究課長

現在の圃場、それからその周辺につきましては、県の職員がやっておりますので、引き続き、県の職員がやりたいというふうに考えております。

達田委員

それから徳島農林水産PFIサービスというのが設立されて、そこが設計、建設、それから管理、運営と分割して、これから約 22 年間やるわけですけれども、この中身ですね。どういう業者さんがされているのかなというのを見ましても、もともとこの事業をするときに地元の業者さんを最優先して行うという発想がなかったのかなという素朴な疑問がわいてきたわけなんです。

PFIサービスを設立している一番手は四電工ですかね。西松建設でありますと本社が東京であるとか、また施設管理は三菱UFJですか。そういうところは、徳島に本社があるんじゃないですよ。すべて県外に本社をお持ちの会社だということです。非常に大きな仕事ではあるんですけれども、地元の徳島県内の業者さんでできる仕事ではなかったのかと思うんですけれども、そういう観点からどうでしょうか。

斉藤企画研究課長

PFI事業を入札するに当たりまして、1つのチームを組んで入札という形をとっております。落札している業者は、確かに県外を中心として、もちろん県内の業者さんも入っておりますけれども、県外の業者さんが多くなっています。ただ、入札した段階では、県内の業者さんが中心となっております。

入札後、契約金額、また事業計画の内容を審査し、結果としまして県外の業者が落札したということになっております。

以上でございます。

達田委員

審査する場合に、実績のある大手の企業が非常に点数が高くなるというのが当然だと思うんですけれども、地元でできる仕事というのは、やっぱり地元の業者さんを優先するという方向で、今後 20 年間もこのまま行くわけですから、変えようがないかと思うんですけれども、その他の事業でやられるときに、やっぱり地元業者さんの優先ということを頭に置いていただいて、やっていただきたいと思うんです。

例えば、施設管理なんかでしたら、物すごく高度な技術が要るとか、そういうものではないと思うんですよ。ですから、地元でできないというはずはないと思うんで、今後の施設整備ということに関しては、地元業者さんを優先してやっていただくという方向で、ぜひお願いしたいと思います。

それから、技術支援センターが完成いたしますと、今ある各施設を統合するわけですから、今の施設が要



らなくなるので、不要資産の売却ということで、この表にも書かれているんですけども、どの施設をどれだけ売却して、収入の確保と書いてあるんですけども、どれぐらい収入が入ってくるという予定にしているのか。

その点をお尋ねいたします。

斉藤企画研究課長

現在、支援センターを建設するに当たって不要資産となります幾つかの研究施設については、売却を基本というふうに考えております。これにつきましては、例えば鴨島にあります農業研究所分場でございますと、既に何回か売却をしております、それなりの収入を得ております。基本的にはできる限り売却を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

達田委員

鴨島以外は、どんなんでしょうか。ほかにもありますよね。収入の確保と書いてありますので、売却した収入というのは、どれだけ確保すると見ておられるのでしょうか。

斉藤企画研究課長

売却の収入なんですけれども、平成19年ごろと思うんですけども、不要資産となる敷地につきまして、簡易な鑑定を行った結果がございます。これでいいますと、当時の価格で売ればトータルで30億円強にはなると記憶しております。詳細のデータは、手元に持っておりません。

以上でございます。

達田委員

30億円強といいますが、鴨島も入ってますか。全部入れてですか。これから売却するというようなところもありますよね。30億円を見込んでいいますけれども、建物と圃場とかがありますが、別々にいくわけですか、建物は建物、圃場は圃場と。それは、そのときになってみないとわからないわけですか。計画されるのでしょうか。

斉藤企画研究課長

建物と圃場を別々に積算しているかということと、鴨島も収入が入っているかということでございますが、まず鴨島の売却の収入については入っております。建物と敷地につきましては、建物は古いものですから、敷地が収入の中心というふうになっております。

達田委員

そうしましたら各施設、農業研究所とか、果樹研究所とか、森林林業研究所とかがあるかと思うんですが、それぞれ別々にどれだけの収入を資産の売却によって得ようとしているのかというのを、後で資料でいただ

けたらと思いますので、よろしく願いいたします。

私は、県南で住んでいるわけですが、県下全体そうかと思うんですが、県南の農業の研究施設、県有施設、そういうものが次々となくなっていくわけなんです。それで新たな技術の導入とか、時代に合わせて変わっていかないかんというのはわかるんですけれども、私が記憶している限りでは、昭和四十五、六年ごろに阿南市富岡町にありました試験場というのがなくなりました。それから平成17年ごろだったか、海南の試験場がなくなりました。それから肉畜の試験場も阿南市下大野町にありました。これもなくなりました。それからまた、勝浦町の試験場もなくなっているということで、一応、私も農業にかかわる者として、何か置き去りにされているような、そういう寂しい思いがぬぐえないわけなんです。

それで、県南はもともと非常に温暖な地域でありますので、温暖地における作物を研究する機関というのがあったと思うんです。それも花卉とか、野菜とか、いろんな研究をされて頑張っておられたと思うんですが、そういうのが抜け落ちてしまった。やっぱり農業というのは気候が大事です。同じ徳島県であっても、雪が降っているようなところ、それから全然雪が降らないというようなところもあって、物すごい気候の違いがありますよね。それぞれの気候の特性に合わせた作物の研究というのがあってしかるべきと思うんですけれども、そういうのが全くされずに統合、統合ということで1つに集められてしまったような、そういう感じがいたします。ですから、雪が降るところは雪が降るところで、また暖かいところは暖かいところで研究せないかん分野があるんじゃないかと思うんです。農業はやっぱり気候に大きく左右されておりますので、そういう観点で、今のままで統合、統合でいって、本当に各地域の農業が発展していけるというふうにお考えなのか。その点、大きな方針はどうかということをお伺いしておきたいと思います。

#### 斉藤企画研究課長

達田委員のおっしゃるように農業につきましては、産地の気候条件というのは一番基本と考えております。現在、統合を進めていっておりますけれども、例えば、果樹で言いますと、落葉の果樹、これ上板に分場がございますけれども、これについては残していくというふうに考えております。あと、できないところ、例えば県西部とか県南部、一部、石井町と随分気候が違うところがございます。こういう地域についての研究につきましては、地元の方々と協力しながら進めていきたいと考えております。

それから、もう一点ございます。先ほど、売却の話がございました。これについて、メモがございましたので、御報告したいと思います。20年度の簡易鑑定の結果でございますけれども、全体として31億7,000万円でございます。内容としまして、これ簡易鑑定で当時のものでございますけれども、主なものとしては、例えば鴨島の農業研究所でございますと11億7,000万、森林林業研究所でございますと約7億、それから県西部の三好でございますと約9,000万。大体、こういう形になっております。これらを合わせまして、31億7,000万円という形になってございます。

以上でございます。

#### 達田委員

最後にこの点で要望をしたいんですけれども、農業の研究所等、こういう施設は県民の財産だと思うんです、大事な財産。ですから、やっぱりそこがなくなってしまうというんじゃないかと、徳島県の農業の発展に役立つ

つ、それから農業をしていない人も、もっともっと農業に関心を持っていただけるような、そういう施設にしていきたいなと思うわけなんです。ですから、例えば市民農園形式とか、あるいは小中学校の実習園のような形、いろいろな形で農業に関心を持たれている方が、そこに行って、実際にいろんな農産物の生産もできるし、また自然にも触れられるという、そういう施設をどこかに残して、もともと県の施設だったんだということがわかるような、そういうものにぜひしていただきたいと思います。これは要望です。

それで、特に県南の農業、実は私も東北にお野菜を何回か送らせていただいているんですけども、今本当に向こうは野菜が高くて困っておられるというところで、ほんの少しですけども、物すごく喜んでいただいて、徳島にはもうこんなキャベツとか、白菜ができればいいですよと言って、それで安全なのでうれしいですとお礼をいただいたんです。ですから、そういう全国に誇れることというのが、これは徳島の気候、これが一番だと思うんです。これによってできていると思うんですよ。同じハウスでつくっても、厳寒地だったらなかなかこんなわけにはいかんと思います。ですから、いい物がたくさんできているわけですから、そういうものが発信できるように、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

県南の農業については、いかがでしょうか。地域を限って申しわけないんですけども、県南農業がもっともっと発展していくように、次々と施設はなくなりましたけれども、どういうふうにして盛り返していくのか、方法をお考えであれば、お尋ねしておきたいと思います。

#### 齊藤企画研究課長

県内には、さまざまなブランドの品目がございます。地域の活性化というのは、ブランドの品目、またそういうものを特に生かしていくというのが基本かと思っております。そういう中で、各普及センターとも連携しながら地域でつくられている、また地域で取り組もうとしている、そういうブランド品目、そしてブランド品目になりそうな物につきましては、やはりコストを削減したり、また品種を改良したりということで、さまざまなことをしながら、県南の皆さんと連携しながら県南の農業振興につきましても研究していきたいと考えております。

#### 達田委員

よろしくお願ひいたします。

鳥獣害の対策についてお伺いしたいと思って、何点が予定していたんですけども、時間の関係もありますので、1点だけお伺いしておきたいと思います。

新聞報道で見たんですが、ニホンジカとか、イノシシの適正管理計画案というのが出ておりました。また、県西部ではシカの駆除実証実験に関して、一斉捕獲というようなことも出ておりました。これが、農林関係の鳥獣被害防止対策とどういうふうに連動しているのか。今回、説明資料 19 ページの獣害に立ち向かう農山村づくりモデル推進事業、また、里山の恵みを食卓へ「阿波地美栄」推進事業という予算が組まれておりますけれども、これはほかの課と連携して取り組んでいかんとこの鳥獣害には立ち向かえないかと思うんですけども、ほかの課とどのように連携をして進めていくのか。その点だけちょっとお伺いしておきたいと思います。

檜垣農村・鳥獣対策担当室長

県民環境部との連携を今後どのように進めていくのかとの御質問でございます。

県民環境部とは情報の共有化を図るということで、県民環境部だけでなく、鳥獣被害対策に取り組んでおります関係各課が構成員となっております鳥獣被害防止センターを設置いたしまして、鳥獣被害に対する情報等の共有を図っておるところでございます。また、市町村に対する情報の提供、これにつきましては、県民環境部と農林水産部で共催をいたしまして、市町村担当者会の開催や県市町村連絡会議の開催を行いまして、県の施策、また被害の状況、それとか県民環境部が取り組んでおります一斉捕獲の取り組み状況等について、詳細な情報を提供しておるところでございます。

また、捕獲での連携ということでございますが、県民環境部では新たな適正管理計画の中で、狩猟期間の延長とか、シカであれば1日2頭の制限の撤廃、また一斉捕獲が平成28年度まで継続されるという取り組みが行われると聞いております。農林水産部としましては、側面的な支援ということでございますが、例えば市町村がシカ等の捕獲を捕獲おりで行う場合には、この捕獲おりがしっかりと購入できますように交付金を確保するという取り組みも行っておるところでございます。

また、新たな県単事業でございます里山の恵みを食卓へ「阿波地美栄」推進事業の中では、処理加工施設へシカ等の搬入をしていただけます狩猟者の方を表彰するという取り組みを行ってまいります。これによる捕獲意欲の向上を図っていくということ、また、ジビエ料理の推進ということで、ジビエ料理を推進することによりまして、処理加工施設の稼働率を上げる、この処理加工施設ではシカ等を搬入していただきますと5,000円から1万円で購入等が行われます。これが、狩猟者の方の新たな収入源につながるということで、これも捕獲意欲の向上につながるものと考えております。

それからもう一つ、獣害に立ち向かう農山村づくりモデル推進事業の中でも被害防除、それから環境整備、それと捕獲、この3つを総合的に行うモデル集落を県下3地域でつくってまいります。この中で捕獲というものもより進むのではないかと考えております。側面的な支援にはなりますが、できるだけの協力をしながら県民環境部とともに捕獲等を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

達田委員

鳥獣被害対策といいますと、本当に連携しないとなかなか進まないという点があると思います。シカとかイノシシが、ここからは環境、ここからは農林と分けていっているわけではないので、鳥獣被害に立ち向かう、そのための課というんですかね、そういうところを一括して、鳥獣対策課というようなものをつくるべきではないかということを以前にも申し上げたんですけれども、ますますそういうものが必要になっているんじゃないかと私は思うんです。

鳥獣被害に立ち向かうという、そういう課を新設して、環境とか、農林とかに分かれるんじゃないかと、鳥獣は鳥獣ということですべて一括して対応できるような方向で進んでいくというおつもりがないかどうか。もう一回お尋ねしておきたいと思います。

檜垣農村・鳥獣対策担当室長

先ほど申しましたが、関係各課が情報を細かく共有できるように鳥獣被害防止センターで、そういう情報等

のやりとりを行っておりますので、関係各課で対策を行うことにそごがないように取り組んでおるところでございます。

達田委員

今後、また要望もしていきたいと思います。  
時間もありませんので、終わります。

大西委員

初めに岡本議長がせっかく来られているので、きのうNHKの全国ニュースでビッグひな祭りを放送されておりまして、年々大きくなっていて、農村地帯に町内外の人が集まるような、ああいう大きなイベントがあると、農林水産業とかも非常に活性化していいんじゃないかと思いつつながら、ビッグひな祭りのニュースを、全国ニュースですからね、本当によかったなと思って、岡本議長が来ているから一言言わせていただきました。

それで、私のほうからお聞きしたいのは、東日本大震災で被災をされた方々が、全国各地に避難をされておられます。多いところ、少ないところありますけれども、東日本大震災で、農家の方、あるいは農業関係者の方々が徳島県内に避難されておられる状況というのは、どんな状況になっておられるのか、ちょっと御報告をいただきたい。

1つは、県別、宮城が何件とか、そういうふうな形で、あるいは徳島県内で受け入れている市町村は、どういう市町村に何人おられるのか。こういうことを概略で結構ですから、まず教えていただきたいと思います。

河野教育研修課長

震災でどれくらいの被災者がこちらに来られているかという御質問でございますけれども、農業の分野におきまして相談を受けておりますのは、福島県から4件ほど徳島で就農できるかという御質問を受けております。実際にこちらに来られている方というのは、今現在はございません。

ただ、1名の方がこちらで就農をしたいということで、1月に一度こちらに参ったわけでございますけれども、それ以降、実際にこちらのほうでやりたいという御希望もあって、2月中にこちらのほうにおいでになるというふうなことを聞いております。

大西委員

今の御報告では、東日本大震災の被災地の方々が徳島県が受け入れをして、農業関係者の方で徳島のほうで何かできないか、避難をしてこちらで仕事ができないかということについては、福島県の方から4件だけということのようです。

関西広域連合では徳島は宮城のほうを担当して、主として支援をしたと思うんですけれども、宮城のほうからは、徳島県のほうには、そういう農業関係者の方はゼロですか。

河野教育研修課長

宮城県のほうでは、就農相談会等もございまして、そちらのほうに出向きまして、そういうふうなPRもさせ

ていただきました。また、パンフレットでありますとか、仙台市農協さんにもお伺いしたり、仙台市さんのほうにもお伺いしたというふうなこともいたしております。

その中で広報紙等を通じて、徳島県でも受け入れをしていますよというPRもしていただいておりますけれども、あいにく宮城県の方からは、徳島県のほうに来て就農したいという方はおいでません。

#### 大西委員

状況としてはわかりました。そうなってくると、多分、福島県からの相談の4件のうちの1件の方が、ことしに入って具体的な話を進められているということで、その方は私が思っている方と一緒になんだろうなと思っております。その方が、当然、徳島県の農林水産部の皆さん方にお世話になって、徳島県のほうに来て農業したいと、こういうような希望がございそうですけれども、いろんな規制、法律、条例そういったものに阻まれて、福島県から徳島県に来て、一字違いではありますけれども、なかなか壁が高くて、思ったようには徳島県に来られないという感情を抱いているわけですよ。

それで、その方がおっしゃるには、東日本大震災の被災農家の方々を徳島県で受け入れようという言葉はあるんだけど、その支援体制がないんじゃないかと、確立できてないんじゃないかと、支援体制が。そういうように思ってしまうような状況ですということなんです。例えば、100件の農家の方が一遍に徳島に行きましようみたいな話だったら、恐らく1つの課を立ち上げて、それに取り組むんだらうけれども、たかだか1件ということになってくると、なかなか皆さん方も1件お1人の方でしょうというような、そういう感じなのかなと思うんです。ただ、その方もおっしゃってるんですけども、たった1人でも、徳島県に来て農業をしたいという方がおられるということは、その方が生産をして、徳島県の農家として販売をするということは、非常に徳島県にとってチャンスじゃないのかと。そのチャンスをみすみすつぶすことになる。今までのようなやり方だったら、そうなくなってしまいますよと、こういうような御意見です。その方は、同一の方かどうかわかりませんが、私が話を聞いた方は、福島県のほうで農業生産法人を設立されて、その代表になっておられます。ところが、そこはいわき市なんですけれども、いわき市も風評被害でつくっても売れない。あるいは、この野菜については、生産してはいけないと農林水産省から言われてつくれない。こういったことがあって、10反ほどある田畑は、その方はやっても意味がないということで、それを置いて、徳島に来て、新たな道を開きたいというようなお考えなんです。ところが、農業生産法人を同じように徳島県で立ち上げるということになったら、これはもうなかなかのことで、福島県でやってるからというだけでは、例えば福島県の同じ農業生産法人を徳島県にそのまま移転した上で、農業をしたいと言ってもこれはできないというふうに、そういう決まりなんですね、恐らく。そういうふうに言われて、そういうことはできないと。そうなってくると個人で移ってきて、一から細々と農業をやっていくということしかできないというふうな感じで言われているらしいんですよ。

そういうことで、結局、今まで福島県で農業生産法人を10反の畑でイチゴをつくったり、野菜をつくったりして売っていたものが、全くそのノウハウを生かせないで徳島に来て、阿波市のほうの野菜の生産をしているような会社にまずは就職してくださいと。当然、当面の生活費も要るわけですから、それはしょうがない部分もあるかもしれませんが、だけど、農業をやっていた人が、まず就職してくださいと。そして、就職した中で徳島県で農業ができるように、自分で努力をして、いろんなところと交渉してくださいと、こういう話のようなんですけども、これではやっぱりなかなか、私も今までいろんな人の話を聞いてきて、新たに農業に飛び込んで、

そして自分が農業をやろうというので食べていけるまでになるには、なかなかのことなんですよ。それをやりなさいと言われてるような気がする。つまり、自分が福島県で生産法人までつくって大規模にやっていたものは、全くかなぐり捨てて徳島県では一からやってくださいよと、こういうふうに言われているような気がする。それは、そういうふうな言葉で直接的に言われているわけではないと思いますよ。だけど、あれもできない、これもできないという話になってくると、本当に一から小規模農家から始めてくださいよということを言われているのと変わらないと、こういうような状況だそうですね。それで、その人の言葉で言うと、徳島県内の新規就農者については、県庁の方は、新規就農をどんどんやってくださいというふうに言っているけれども、今回の大震災の被災者である農業者が徳島県に入ってきて農業をするにも、他県民であり、遠方から来たよそ者と、こういうふうな気持ちを抱かざるを得ないような状況になりますよという話なんですよ。ですから、徳島県としては、まず被災者だということで、それを全面的に何とか受け入れて、農業ができるようにしてあげたいというような御努力を目に見えろような形でやっていただけないかなと私は思います。

それからもう一つは、その方が言うには、農業生産法人を受け入れるということが、ほんとにできないのか。福島県で農業生産法人を立ち上げている法人そのものを移転してきて、そして福島県でやっていたような生産法人を母体にした農業が、徳島県で同じようにできないのかということも、それについては担当者のほうからはできないみたいなことを言われているようですけども、ほんとにできないのか。せっかくそこまでやろうとしている人を、被災者を助けるということがあってもいいんではなからうかなと思います。

それからもう一つは、こういった被災者の方で、徳島県に行って農業をやりたいという方から4件問い合わせがあったというふうに言われてますけれども、あとの3件の方、その方々がぜひとも徳島県に行きたい、徳島県に行かさせてくださいという気持ちになるような施策が必要なんではないかということです。例えば、被災した農家を救済する事業として、ほかよりも徳島県の場合はこういうことで優遇しますよということを出していただけるのか。そしてその打ち出したことを県のホームページか何かで出して、そして来てくださいよという支援、受け入れ態勢みたいなものを農林水産部としてとっているのか。支援、優遇策を持っているのかというようなことが、余りわからないということなんです。

年も変わりまして、来月で1年たとうとしております。ですから、恐らく現実的には、これから徳島県のほうに移って農業をやろうという人は、そんなに件数はないかもしれない。だけれども、1件でも2件でもいらっしやったら、本当に徳島県でやっていただくことができるようにやっていただきたいと思います。それで、その窓口も被災農家の方が徳島県に来たいと、やりたいと、そのときに手とり足とり、またいろんなことを教えてあげられるその窓口がどこなのか。あっち行ってください、こっち行ってくださいという、そういう形では困るので、そういう農業法人のほうで、ここと話をしてくださいみたいな話になっている部分があるらしいんですけども、そういう現場でほかの人に任せるとかいうことじゃなくて、たった1件かもしれないけれども、県庁で窓口を決めてあげて、被災した農家の方を徳島県が受け入れるために全部フォローします、支援しますというふうな窓口を決めて、その人が手とり足とり丁寧にやってあげてもいいんじゃないかと私は思うんです。

そういったことを今、大分長くしゃべりましたので、何が質問か自分で話しながら私もわからないんですけども、結局、私が話した中で、関係する皆さん方は一言ずつ答弁していただけたらありがたいと思います。

河野教育研修課長

実は、1月にこちらに来られたとき、2月にこちらのほうに来られるという情報をいただきまして、農業法人で就職し、経験を積みたいということがございました。そういうことで、どういう法人がよいのかわからないというふうなこともございますので、私どもの担当者が一緒に御案内させていただきまして、各法人を何件か回らせていただきました。その中で、ここの法人が私はいいかなというふうなことで、今回就農する法人を決めさせていただいております。

また、支援でございますけれども来られるのがおくれまして、先週来られるというふうなことで私どもは情報をいただいておりますので、本来はきょう関係者が集まって、今後どういうふうに農業を進めていくかという打ち合わせの会をしようということを考えておったところでございます。

その中には、役場でありますとか、農業会議でありますとか、それから農業法人の方、それと支援センターも含めて、今後の支援の方策等について検討していこうということで支援をさせていただいたということでございます。

先ほど、たらい回しになっておったということがありましたけれども、できるだけそういうふうなことがないように、住居の問題でありますとか、就農の問題、それから生活支援的な問題等々ございます。そういうことから担当のほうが、若干分かれておりますので、そういうふうなイメージを受けられたのかと思いますけれども、私どもとしたら精いっぱい頑張っておるところでございます。

大西委員

いろいろ言いましたけど、もう一回質問しますけど、こちらに移転して農業をやりたいという方の農林水産部の窓口というのは、河野課長でよろしいんですか。教育研修課でよろしいんですか。支援センターの教育研修課ですね。

それでもう一つは、確かに表面上の言葉のやりとりとしては、いろんなことがあったと思うんです。これができないとか、あれができないとか、向こうもいろいろ頭の中で考えているだろうと思うんで、だけど最終的には自分が福島でやっていた農業生産法人を持ってこれないかという思いで、遊休地を借りて、自分で生産したいと、自分が経営者になるんだということが目的なんですよね。それが、全くできないという話になっているんですが、それはほんとにできないのか。それに対して、河野課長がちゃんと相談に乗ってあげていただけますか。それで、ちゃんと受け入れをして、そして直ちには無理だとしても、こういう道筋でこういうふうにできますよということはされたほうがいいと思うんですが、その点もう一回確認しておきます。

河野教育研修課長

私のほうで窓口となってさせていただきたいと思います。

大西委員

終わります。

来代委員長



ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で農林水産部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(14 時 08 分)